

26交推協第38号
平成27年2月19日

長崎県交通安全推進県民協議会会員 様

長崎県交通安全推進県民協議会会長
長崎県知事 中 村 法 道
(公 印 省 略)

平成27年春の全国交通安全運動の実施について（通知）

標記の件については、来る5月11日（月）から5月20日（水）までの10日間、別添「実施要綱」により実施します。

県内の交通情勢をみますと、昨年（県警データ）の交通事故発生件数は6,465件で、前年より700件減少しているものの、死者数については49人で2人の増加となり、特に、上半期においては、交通死亡事故が年間の発生件数の約7割を占める34件（死者数35人）が発生し、厳しい情勢でありました。

このような情勢を踏まえ、今回の運動は、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本として、

- 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

の3項目を重点に定めて、県民総ぐるみの交通安全運動を推進することとしております。

各関係機関・団体の皆様におかれましては、地域の実情に応じた計画を策定され、県民総ぐるみの交通安全運動としての取組が図られるよう積極的な広報啓発活動を進めていただきますようお願いいたします。

なお、本運動の期間は、統一地方選挙の実施に伴い上記期間としますが、4月は新入学（園）の時期であるため、この機を捉えた新入学児童（園児）に対する交通安全教育、街頭指導等についても十分配慮していただきますよう併せてお願いいたします。

担当 長崎県県民生活部 交通・地域安全課 笠 TEL 095-895-2341 FAX 095-895-2598 (e-mail) ryuu3510@pref.nagasaki.lg.jp
--